

面会規程

医療法人済恵会 須藤病院

1. 目的

本規程は、入院中の患者と家族等との面会について、患者の尊厳を保持するとともに、療養生活の質の向上及び円滑な入退院支援に資することを目的として定める。

2. 基本方針

- ① 当院は、患者の療養生活及び退院後の生活を支援する観点から、患者と家族等との面会を尊重する。
- ② 感染対策、安全管理、治療上の必要性その他の正当な理由がある場合を除き、入院中の患者に対する家族等の面会を不当に制限しない。
- ③ やむを得ず面会を制限する場合には、その必要性を検討し、必要以上に厳格な制限とならないよう配慮する。

3. 面会の実施方法

① 面会対象者

原則として患者の家族、親族、友人、知人その他患者が面会を希望する中学生以上の者を対象とする。終末期患者の個室での面会は、年齢制限なく可能とする。

② 面会時間 14時～16時 原則として1回30分以内

③ 面会人数 原則として1回につき3名以内

尚、終末期の患者については、患者本人及び家族等の意向を尊重し、可能な限り柔軟に対応する。ただし、患者の病状、治療、検査、処置、リハビリテーションその他の診療上の都合により、面会時間の変更又は面会をお断りする場合がある。

4. 面会時の感染対策

面会者は、以下の事項を遵守する。

- ① 発熱、咳、咽頭痛、嘔吐、下痢その他の感染症を疑う症状がある場合は、面会を控える。
- ② 病棟入口等に設置された手指消毒剤を使用する。
- ③ 必要に応じてマスクを着用する。
- ④ 院内感染対策上必要な場合は、職員の指示に従い、面会方法を変更する。
- ⑤ 感染症の発生状況等により、面会方法、人数、時間等を一時的に変更する場合がある。

5. 面会制限

以下の場合には、患者の安全及び感染対策等の観点から、面会を制限することがある。

- ① 院内感染の発生又は感染症の流行等により、感染対策上必要と認められる場合。
- ② 患者の病状又は治療上、面会が望ましくないと医師が判断した場合。
- ③ 他の患者の療養環境を著しく損なうおそれがある場合。
- ④ 面会者が感染症を疑わせる症状を呈している場合。
- ⑤ 暴力、迷惑行為その他、患者・面会者・職員の安全確保上の問題がある場合。

⑥ その他、医師又は病棟責任者が必要と認めた場合。

面会を制限する場合には、制限の必要性を確認し、可能な範囲で代替的な面会方法についても検討する。

6. オンライン等による面会

直接の面会が困難な場合には、患者の状態及び院内の設備を考慮し、オンライン面会等の代替手段を検討する。

7. 患者・家族等への周知

本規程は、患者及びその家族等が確認できるよう、院内の掲示、入院時の説明、当院ホームページへの掲載等により周知する。

8. 規程の見直し

本規程は、診療報酬上の施設基準、感染対策上の状況、院内の運用状況及び患者・家族等からの意見を踏まえ、定期的に見直しを行う。

9. その他

本規程に定めのない事項については、患者の尊厳、安全及び療養生活の質を基本として、院長又は病棟責任者が関係部署と協議の上、適切に対応する。

本規程は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

院長 須藤 雄仁